

## 第3回 長野県森林づくりの費用負担を考える懇話会 議事録

### 1 開催日時

平成19年8月22日（水）午後2時から4時まで

### 2 開催場所

長野県庁 本館 特別会議室

### 3 出席者

委員：大槻幸一郎委員、小木曾亮弍委員、小澤吉則委員、菅原聰委員（座長）、  
高畑八千代委員、中原正純委員、浜田久美子委員、林和弘委員、  
丸田藤子委員、森繁弘委員、両澤増枝委員（五十音順：11名全員出席）  
長野県：加藤英郎林務部長、  
原隆文森林政策課長、轟敏喜林業振興課長、久米義輝森林整備課長、  
片桐明信州の木活用課長、黒田和彦財政課長、篠原豊税務課長 ほか

### 4 議事録

#### （1）開 会

##### （事務局）

本日は、第3回「長野県森林づくりの費用負担を考える懇話会」の開催にあたり、公私とも御多忙のところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。ただいまから懇話会を開会いたします

本日の懇話会では、前回の御意見や御質問にもお答えする中で、「森林づくりのための新たな財源確保の方策・検討案」や、「今後のスケジュール等」について御説明させていただきました。その後、委員皆様の御意見をいただくこととしております。終了は概ね4時頃の予定としておりますので、

それでは開会にあたりまして、加藤林務部長からごあいさつを申し上げます。

#### （2）あいさつ

##### （加藤林務部長）

委員各位には、大変お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。本日、第3回の「森林づくりの費用負担を考える懇話会」を開催するにあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

去る7月24日の第2回目の懇話会においては、菅原座長さんをはじめ、各委員の皆様から、新たな費用負担を県民に求めること、費用負担の方法、使途や税収管理などの新たな仕組みづくりなどについて貴重な御意見をいただきました。

本日は、森林づくりのための新たな財源確保の方策について、たたき台となる検討案を出させていただくとともに、今後、県民の皆様への説明会等のスケジュールについてご説明させていただきます。

委員皆様のそれぞれのお立場で、幅広く忌憚のないご議論を賜りますようお願い申し上げ、ごあいさつとさせていただきます。

**(事務局)**

続きまして、菅原座長からごあいさつをいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

**(菅原座長)**

これまでの議論では、1回目に森林が社会共通の財産であるという点、林業の経済的な循環や人づくりなどが必要だという点などについて議論いただき、今回は、新たな費用負担を県民に求めることや、その方法などについて具体的に議論いただきました。そのほかにも色々な課題について議論や、県側への問いかけをいただきました。

今日は、県側から検討案のたたき台を御提示いただき、これから県民に意見を聞くための内容となるよう、さらに具体的な課題について議論を深めていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

**(3) 会議事項**

**(事務局)**

ありがとうございました。それではこのあとの会議の進行につきましては、懇話会設置要綱に基づきまして、菅原座長にお願いしたいと存じます。では、よろしくお願いいたします。

**(座長)**

それでは議事を進めてまいります。始めに、本日の資料について、県側から一括して説明をいただきたいと思います。では、事務局から説明をお願いしたい。

**(森林政策課長)**

- 資料1 検討案（～p23 現状と課題及び取組状況の追加項目）について説明

**(財政課長)**

- 資料3-1 長野県財政の状況、資料3-2 行財政改革プランの概要について説明

**(森林政策課長)**

- 資料1 検討案（p24～費用負担の方法及び新たな仕組みの検討案）について説明
- 資料3-3 県政世論調査結果、資料3-4 内閣府の世論調査について説明
- 資料2 今後のスケジュール等について説明

**(座長)**

新たな財源の必要性について御意見をいただきたい。説明いただいた資料の内容で納得していただけか。

**(委員)**

県にお金がないということは理解できた。

資料の長野県行財政改革プランの財政構造改革の中で新税導入の検討とあるが、喫緊の課題が出てきたところで森林税以外にも新税導入の可能性はあるか。

**(財政課長)**

このプランを作った段階では森林税以外は考えていない。

**(座 長)**

次に、資料1の23ページで、持続的な林業生産活動の推進について抜本的に記載されている。非常に難しい問題であるが、この程度の内容で現時点では妥当と思うがいかがか。

**(委 員)**

18、19 ページに県施策として、林業振興における機械化の推進や、道路網の整備が経営を確たるものとするためには重要であると考え。今回、23 ページのところでは採算性を向上させるための取組が明記されたことで、理解されやすくなったと思う。

**(座 長)**

新たな財源確保の仕組みについては、前回の懇話会で示された「県民税均等割の超過課税」の導入について、その方向で検討を進めていく、ということで良いか。

**(委員一同)**

異議なし

**(座 長)**

次に、事業の内容について、委員の方々から多くの議論をいただいたが、例えば22 ページに個人所有の森林の間伐が進んでいない状況が書かれており、40 ページには零細所有が多い里山の整備を進めていくと書かれている。大変難しいことと思うが、具体的に進めていくためにはどのようにしたら良いか、意見をいただきたい。

**(委 員)**

県税ではあるが、市町村が徴収を行うこととなるため、市町村との連携をどのようにして、例えば県税収入を市町村に対して補助制度で行うのか交付金制度で行うのか現段階では明確にされてはいないが、徴収は市町村の協力なくして実現はできない。

県民意識を高めていく上で新税を導入することは必要ではあるものの、県民の中には増税感による異論があると思うが、森林整備に対する議論を高めていくことが大事なことであり、新税を導入することは賛成である。

しかし、税収をどう使っていくのか。今までの林務の予算に上乗せして実施していくのか、あるいは今までの予算を確保できないためそれに充てていくのか、重要な課題であると思うがいかがか。

**(座 長)**

それは、事業の進め方によって変わるのではないかと。事業を市町村に任せるのか、県が主体的に実施するのか、により変わるのではないかと。

**(委 員)**

林務部の予算を確保するために新税を導入するのか、今の予算に新たな財源を加えてやっていくくらいの気概と心意気があるのかをお聞きしたい。

**(森林政策課長)**

補助金か交付金かという用途に対するお尋ねですが、これから検討案を公表していく中で、県民の皆様のご意見をお伺いしますが、市町村の皆様からもご意見をお伺いする中で、方法論や実施方法についても、具体的に打ち合わせをさせていただきたいと考えている。

予算については、厳しい財政状況の中で県民の皆様になたなご負担をお願いする以上、林務部としては今までの予算を確保した上で、新たな財源を上乗せして事業を実施してまいりたいと考えている。

**(座 長)**

現実としては非常に難しいと思われる零細所有の間伐を具体的に進めていく方法を提言していただけますか。

**(委 員)**

今まで行政は、森林組合と連携して、比較的大規模な公的所有の森林整備を実施してきたが、個人零細所有者の多い里山の間伐は、所有者の意識として森林の整備は世の中のために必要なことは理解できても、実際にはいくら行政から言われてもかなりの自己負担をしてまで実施できない状況にある。

駒ヶ根市は、国と県の間伐補助金のほかに、市独自に嵩上げ補助を実施している。市で議論をしたときに、所有者の負担をゼロにしてでも公共的空間の使命と役割を維持発展していくためにも実施すべきと説いたが、個人の所有財産に対して全額公費で実施してよいのかといった意見もあった。

現実には県の税収として増えても、市町村とどのような連携の仕組みを作って、市町村がソフト事業も含め人材を配置して、個人所有者を説得し理解し協力していただく費用と、基本的に所有者にはできるだけ参画を少なくするけれども、全額公費で負担するといった立場に立つのかどうか、判断に悩むところである。

**(座 長)**

小木曾委員は、実際に現場で実施している立場としてどのように思われるか。

**(委 員)**

根羽村では、森林の地籍調査も済んでいて、間伐も団地化をして実施している。これは、地区ごとに5人ぐらいの委員を配置し、県の林業改良普及員に入っただき一体となつてとりまとめを行っている。

国・県の補助金と合わせて、搬出間伐の場合は90%まで嵩上げ補助を行い、県外にいる不在村所有者には連絡をとり、間伐をしていただくよう依頼し、計画的に団地化を進めている。この不在村所有者への対応については、自治体のきっちりとした指導が大事だと思う。

**(委 員)**

民間企業の寄付金により、針広混交林化を進めている。全額を民間と市の資金でまかなっており、40ha程実施をしているが、これについては地権者の理解を得られやすい。

税収を市町村と連携協力して、民有地の整備を進めるのか、仕組みづくりをきっちりとする必要はある。そうでなければ現実にお金があっても森林整備が進まないのではないか。

**(委員)**

不在村者や零細所有者は、所有者責任を持っていただかないと、間伐推進のため交渉を進めても、「費用がかかるから」「森林の価値を見出せないから」といった議論になってしまっていて、なかなか意識、意欲がわからない。

新しい概念として「緑の社会資本」であり共通の財産として、今後、県民の皆様に費用を負担していただくことになれば、県民が所有者に対して支援や働きかけを行うこととなり、所有者の森林に対する意識も変わり整備が進むのではないか。

特に、代替わりをした若い世代の所有者に対して、森林受託事業を立ち上げ、どのように森林を整備していくかを相談に乗って、様々な制度を紹介するなど、職員が雨の日や夜、土日に相当こまめに通いながら、また、集落会議での説明会を頻繁に行いながら、相当な費用をかけて承諾を取り付ける努力をしている。

この取り組みの中で、所有者自らができない森林の管理を任せていただく仕組みを作ることで、経営委託のような形で、責任を持って森林の整備を実施することもできる。

その中でも、最大の問題は境界の問題である。一旦承諾は得ても、境界が不明確なことで整備が進まなくなることが多い。この部分をいかに解決するか、恐らくこれから先相が生じてくる問題だと思う。

管理委託を結んだ森林については、境界問題が明確となるが、これを行政がどのような制度・施策で解決していくのか、この部分を先に立ち上げないとこの先行き詰ってしまうのではないか。

**(委員)**

実際問題として、所有規模が大きく団地化できる奥地林は相当森林整備が進んでいるが、集落に近い里山林の整備は進んでいない。

他県の例でも、実際できるところはほとんど整備が進んでいて、予算をつけても里山の整備を実施するための手法などについて、人とお金を配置して施策として実施しない限り森林整備を進めることは難しい。

単層の人工林の団地化や森林整備は進んでいるが、里山の森林は針葉樹、広葉樹の混交林が多い。この具体的な整備をどうするか、そこを手当てすることが必要である。

**(座長)**

里山の森林をどのように利用するかは、地域によって違う。その地域にあった形の利用形態があるので、地域の人たちがやらないとよその人ではできない。そのような形でいいのではないかと思う。

**(委員)**

間伐というと人工林のイメージが強いので、具体的な里山の整備方法を明記すべきではないか。

**(委員)**

間伐だけでなく、針広混交林として機能していることも打ち出していくべきではないか。

**(座長)**

零細所有の森林の問題についても具体的に何とかしなければならない。この部分の間伐から手をつけていくということについて、どのように考えるか。

**(委 員)**

森林整備の原点をどこに置くかという問題であると思うが、国で実施している土地の境界を確定する地籍調査について、先ほどの事例ではすべて終わっているという報告があったが、これは極めて希なケースである。長野県全体で現在、どれくらいかわかれば教えてほしい。北海道と九州は、歴史的な経緯の中で相当進んではいるが、長野や東京、千葉も含めて日本全体でも半分は済んでいない。森林の境界が明確なところは極めて少ないのが現状であり、お金があっても森林整備が進まない原因となっている。

まず、零細な森林所有の境界をどう確定するのが非常に大きな課題であるが、ある時点で県や市町村が決断して、例えば所有者が所有権を主張しなければ公的管理に移行するなど、思い切ったショック療法的な施策を実施しなければ未来永劫に解決しない問題であり、今後代替わりするたびに森林の境界の確定ができなくなる時期がいずれは来るのではないか。

この時に、森林組合など山を管理する人達がどこまで責任を持って、個人所有の山を管理していけるのかといった、別の大きな問題にもなってくる。

**(座 長)**

既にそういった時期が来ているのではないか。

**(委 員)**

そのような意味で、県が示した県有林や市町村有林といった公的所有の森林と、個人所有の森林では、現在までの間伐実施回数が1.7回と1.0回といった倍半分の違いが数値として示されているが、個人所有の森林整備を進めるためにも、この根本である所有界の問題をどうするのか、不在村所有者に対して公的資金を導入するので必要な費用の一部の負担をお願いできるのかが全てではないか。

今は境界が明確でないため、市町村は嵩上げ補助を実施して、本来であれば個人に対して2,3割の負担をお願いしたいところであるが、1割足らずの負担で、木材を搬出すれば実際の負担は生じないよう実施しているのが現状である。

費用の使い道の一つとして、零細な個人の所有界を先に明確にすることを森林整備と一体の施策として取り組んでいくことが必要ではないか。

**(森林政策課長)**

地籍調査済みの数値ですが、平成16年度現在で24.5%の進捗状況です。

**(委 員)**

実際に公図があっても、公的な役割は果たすものの現地ではわからない。

**(座 長)**

そうなると数人の共有権を設定していくなど、様々な方法を現実に考えていかなければ進まないのではないか。

**(委 員)**

所有者が経営権をある程度放棄するか、移譲していただき、公的管理を進める方法もある。このようなことをしない限り、いつまでも所有界の問題は解決しない。

**(座 長)**

40 ページにそのような記載があるが、具体性が無い。この所有界の問題を具体的に実施することが必要ではないか。

**(委 員)**

税として徴収するときに、不在村所有者からは徴収するのか。

**(税務課長)**

県内に在住または家屋敷を所有している方であれば徴収できる。固定資産税としては徴収している。

**(座 長)**

事業の内容としては、零細所有者の森林整備を実施していただきたいという委員各位の要請を汲んでいただきたい。

その他に、望ましい事業があれば意見をいただきたい。

**(委 員)**

NPOや市民活動への支援や、事業をモデル化して成果を示すことにより、森林の価値が見出せない所有者に対し、訴えていくことも必要ではないか。

また、21 世紀型の近代的な入会権なども検討し、里山などを市民が、市民活動の一環で共有の財産として管理していく仕組みづくりも、公的資金を投入したのに値する「目に見える形」が出てくるのではないか。

**(座 長)**

都市近郊の里山が一番荒れている。利用する形も考えていただきたい。

また、環境として森林を維持していかなければならないということは、社会全体の共通認識としてあるが、言葉では理解していても、具体的にどのように理解していただくか。

**(委 員)**

非常に難しい課題ではあるが、税金の使途としてどのような事業を行っていくのか。成果を出している根羽村などの市町村事業をモデルとして実施するのか、県としての考えがあれば示していただきたい。

**(森林整備課長)**

根羽村が長野県のモデルになるかというお話であるが、全ての村民が森林所有者となっており、非常に森林整備に対する意識が高いところである。県下の状況は違ったものであり、根羽村との状況は違うものの、その差を施策で埋めていくことも必要である。

**(委 員)**

根羽村の状況を委員各位にぜひ見ていただくよう提案したい。

先ほど使途の中で 21 世紀型の入会といった提案があったが、モデルとして今までの議論の流れは、遅れている間伐を実施するための新税を導入するということであったが、間伐の推進は森林組合などの担い手がいて、継続した経営があつてこそ森林管理ができるので

はないか。

今回の使途として、薄く広く遅れている間伐の手入れに使われるのではなく、長野モデルといわれるような、森林管理のトータルのモデル的な仕組みづくりを、一定の期間内に県内で作っていくような取り組みをしないと、県民の皆さんから5年後に何だったんだ、と言われてしまう。モデルを整備して使途の議論を深めていく必要がある。

**(委 員)**

効果が目に見える形にして初めて、納得と満足がされると思う。

**(委 員)**

最初は森林税ということで話題性はあるが、県民から見えない形で整備が進められるとなると、緑の社会資本として県民で支える森林づくりといった観点がぼやけてしまう。

第三者が事業評価などを行うことにより、県民に見える形で進めてほしい。

**(委 員)**

先ほどからお話があるように、零細所有者の問題が一番の問題であると思う。

また、市町村の取り組みによって、かなり違ってくるのではないかと。熱心に取り組む市町村ではかなり森林整備が進むと思うが、交付金をいただくということになっても、多くの市町村では実施しないのではないかと。ここを県の主導で実施していただけるのかどうか課題である。

**(林務部長)**

それぞれ市町村によって現れ方が違うが、関心は持っておられる。これからもし税ということで費用負担をお願いすることになれば、徴収していただくのは市町村となるため、意識も変わってくるのではないかと。

県としても様々な取組を提示させていただき、関心を高めるように努めてまいりたい。

**(座 長)**

事業をどのようにするかについては、県民に目に見える形で実施してほしいということで意見がまとまるのではないかと。

**(委 員)**

もう一つ、目に見える形の中で、税を納めた方に対して、県民の森などの形で実際に共有し、中に入っていけるような仕組みづくりも必要ではないかと。

**(座 長)**

森林の整備が喫緊の課題であるため、整備に重きをおいているが、県民が森林を利用していただくことが前提ではあるため、その部分については、緑の基金で対応してほしい。

**(委 員)**

確かに緑の少年団活動など、森林組合とはまた違う形の、県民と森林をつなぐ役割を緑の基金で担うべきだと思う。

**(座 長)**

森林の整備とあいまって森林を利用していくことで長野県の森林がよくなると思う。

**(委 員)**

資料の 21 ページになるが、里山の対策が具体的に見えてこない。里山に限った仕組みというものが本当にできるのかどうか。

**(座 長)**

これは専門家に具体的に研究していただかなければならないこと。森林というものは全部違うため、同じ手法ではできない。特に里山は非常に難しいところである。

**(委 員)**

里山の施策については、事業計画の中で具体的に示していただかないと、費用を徴収したけれども、個人所有の問題等で実施できませんでした、ということがないようにしていただきたい。

**(委 員)**

今まで費用があれば森林整備の問題は解決するものと思っていたが、そうではない非常に複雑な問題がわかってきた。そこを解決しない限り、森林整備は進まないと思う。

**(座 長)**

全面解決は難しいと思うが、今できることを実施していただき、そこを起点として突破口を作っていただきたいと思う。

次に、今後のスケジュールについて、県民集会が伊那、佐久、長野、木曾、松本、飯田と実施されるようである。

**(森林政策課長)**

前回の懇話会において、県民からの意見を聞く場が必要との提言をいただいたことから、地域的に集まりやすい場所ということで計画させていただいた。

**(委 員)**

どのように周知をしていくのか。

**(森林政策課長)**

県のホームページなどの広報媒体を使い、周知をしていきたい。

**(委 員)**

県の森林づくり条例を今まで知らなかった。知られていない、広がっていないということで、多くの方に周知するためには、市町村に協力していただき、自治会の回覧板で周知するなどの方法も検討してほしい。

**(座 長)**

今日の検討案をもとに、パブリックコメントを実施することとなるが、次回の懇話会でその成果を示していただけるか。

**(森林政策課長)**

具体的な意見について集約し、次回の懇話会で提示してまいりたい。

**(座 長)**

次回の懇話会では、その意見を見せていただき、懇話会としての意見を集約したい。

**(委 員)**

検討案での間伐の必要性について、間伐の有無での根の張り具合の違いを、実際の写真を使ったら理解されやすいかと思う。

**(座 長)**

県民の皆さんに森林について、リアリティを持って理解していただきたい。

大半の人は目で見て、健全な森林か、そうでないかは区別できない。そういう意味で難しい問題で、時間もかかるが、何回でも繰り返していきしかないとと思う。

今回は、以上としたいと思います。

**(4) 閉 会**

**(事務局)**

長時間にわたりましてありがとうございました。最後に委員の皆様にも、加藤林務部長から御礼を申し上げます。

**(加藤林務部長)**

本日は、長時間にわたり熱心なご議論をいただきありがとうございました。

かなり深い部分を御議論いただきました。特に、使途につきましては、示唆のある御意見をいただきました。これを基に、次回につきましては、県民の皆様の御意見を含めながら整理してまいります。

今後、パブリックコメントや県民集会、市町村や関係団体への説明等を開催し、より良いものとなるよう進めてまいります。本日はありがとうございました。

**(事務局)**

次回の懇話会につきましては、10月30日火曜日の午後1時30分から、県庁において開催を予定しておりますので、御出席をお願いします。

また、本日の議論の内容につきましては、後日、皆様にお送りするとともに、県の公式ホームページに掲載させていただきたいと思っておりますので御了承をお願いします。

以上をもちまして終了とさせていただきます。ありがとうございました。

(了)